

条	改定前	条	改定後
	<p>【個人情報の取扱いに関する規約】(株式会社新生銀行)</p> <p>前文 私は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。)および新生フィナンシャル株式会社(以下「再保証会社」といいます。)の「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)。</p> <p>第 2 条 (個人情報の銀行と保証会社ならびに銀行関係会社への第三者提供および共同利用の同意) (1) 会員等は、銀行が本契約の与信判断及び与信後の管理等のため、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。 提供を受ける個人情報 ① 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報 ② 保証会社による与信審査に関する情報(会員等が再保証会社との間で再保証の委託に係る契約を締結した場合には、再保証会社による与信審査に関する情報を含みます。) ③ 電気通信サービスの内容に関する情報(優遇金利の提供条件に関する情報に限ります。) ④ 金融関連サービスのご利用料金等及び内容に関する情報(d 払い残高に関する情報に限ります。) d 払い残高とは、保証会社が「d 払い残高」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員等の名義で作成する勘定をいいます。 ⑤ 「Money Forward」のサービスに関する情報 「レンディングマネージャーアプリ」により、会員が、以下の口座について銀行所定の方法により株式会社マネーフォワードから「Money Forward」のサービス(以下「口座情報連携サービス」という。)の提供を受ける場合における、(1)当該サービスの契約内容、(2)ご利用状況、(3)以下の口座の口座番号等および口座残高、入出金履歴その他の情報。なお、口座情報連携サービスとは、株式会社マネーフォワード社が会員との間の契約に基づき、会員の指定する金融機関から取得する情報(ご利用状況、当該金融機関の預金口座に係る残高、入出金履歴その他の情報を含みます。)を集約して会員に提供するサービスをいいます。 a. 会員が任意に指定する会員名義の銀行口座 b. 給与振込口座 ⑥ 銀行が会員等との契約に基づきローン商品を提供するために必要となるその他の情報 利用目的 会員等のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認、会員等のお借入れ債務に係る与信判断及び与信後の管理その他関連する業務、貸付・返済等に関する会員等へのアドバイスその他情報の提供、会員等からのお問合せ等への対応、保証会社の提供する商品・サービスに関する各種ご案内及び、広告の表示・配信、並びに各種商品・サービスに関する企画開発・調査・分析のため ただし、家計管理に関する情報のうち、口座情報連携サービスに係る金融機関の口座番号等及び口座残高に関する情報については、会員等のお借入れ債務に係る与信後の管理の目的では利用いたしません。</p>		<p>【個人情報の取扱いに関する規約】(株式会社 SBI 新生銀行)</p> <p>前文 私は、株式会社 SBI 新生銀行(以下「銀行」といいます。)、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。)および新生フィナンシャル株式会社(以下「再保証会社」といいます。)の「ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディング」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)。</p> <p>第 2 条 (個人情報の銀行と保証会社ならびに銀行関係会社への第三者提供および共同利用の同意) (1) 会員等は、銀行が本契約の与信判断及び与信後の管理等のため、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。 提供を受ける個人情報 ① 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報 ② 保証会社による与信審査に関する情報(会員等が再保証会社との間で再保証の委託に係る契約を締結した場合には、再保証会社による与信審査に関する情報を含みます。) ③ 電気通信サービスの内容に関する情報(優遇金利の提供条件に関する情報に限ります。) ④ 金融関連サービスのご利用料金等及び内容に関する情報(d 払い残高に関する情報に限ります。) d 払い残高とは、保証会社が「d 払い残高」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員等の名義で作成する勘定をいいます。 ⑤ 「Money Forward」のサービスに関する情報 「レンディングマネージャーアプリ」により、会員が、以下の口座について銀行所定の方法により株式会社マネーフォワードから「Money Forward」のサービス(以下「口座情報連携サービス」という。)の提供を受ける場合における、(1)当該サービスの契約内容、(2)ご利用状況、(3)以下の口座の口座番号等および口座残高、入出金履歴その他の情報。なお、口座情報連携サービスとは、株式会社マネーフォワード社が会員との間の契約に基づき、会員の指定する金融機関から取得する情報(ご利用状況、当該金融機関の預金口座に係る残高、入出金履歴その他の情報を含みます。)を集約して会員に提供するサービスをいいます。 a. 会員が任意に指定する会員名義の銀行口座 b. 給与振込口座 ⑥ 銀行が会員等との契約に基づきローン商品を提供するために必要となるその他の情報 利用目的 会員等のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認、会員等のお借入れ債務に係る与信判断及び与信後の管理その他関連する業務、貸付・返済等に関する会員等へのアドバイスその他情報の提供、会員等からのお問合せ等への対応、保証会社の提供する商品・サービスに関する各種ご案内及び、広告の表示・配信、並びに各種商品・サービスに関する企画開発・調査・分析のため ただし、家計管理に関する情報のうち、口座情報連携サービスに係る金融機関の口座番号等及び口座残高に関する情報については、会員等のお借入れ債務に係る与信後の管理の目的では利用いたしません。</p>

条	改定前	条	改定後
<p>第2条</p>	<p>(2) 会員等は、銀行が所定の個人情報を保証会社へ提供し、保証会社の所定の利用目的のために、利用することに同意します。</p> <p>提供される個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1条(2)(a)～(h) ② 保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な情報(過去のものを含みます。) ③ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報 <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証関連サービスの提供にあたっての与信判断及び与信後の管理その他関連する業務のため 保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随又は関連するサービス、およびお客様の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス(以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。)をいいます。 ② 保証関連サービスに係るお申込み時及びサービスご利用時等における本人確認等のため ③ 保証関連サービスの提供、商品・サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する各種ご案内(保証会社の提携先金融機関その他の業務提携先のサービス等に関するご案内を含みます。)、広告の表示・配信、各種アンケートの実施及び謝礼等の発送、キャンペーンその他の販売促進施策等の実施、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選及び景品の発送その他お知らせの実施のため ④ ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析及び当該施策の効果測定、新商品又は新サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・対応サービス向上のための調査・分析その他各種調査・分析の実施のため ⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため ⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応のため ⑦ 当社が保証関連サービスに基づき会員等に対して取得する債権及び権利の処分及び担保等差入れその他取引のため ⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため <p>(3) 銀行は、第三者提供の対象となる個人情報のうち、保証会社が会員等との間で締結している契約に基づき取得すべき情報について、会員等に代わって保証会社に提供する場合があります。</p> <p>(4) 会員等は、銀行が銀行関係会社に対し個人情報を第三者提供することに同意します。</p> <p>第三者提供先 銀行関係会社</p> <p>第三者提供される個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1条(2)(a)～(h) ② 交渉経過情報 <p>第三者提供先における利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1条(1)に記載の各目的(但し、第1条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む。)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む。)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため 	<p>第2条</p>	<p>(2) 会員等は、銀行が所定の個人情報を保証会社へ提供し、保証会社の所定の利用目的のために、利用することに同意します。</p> <p>提供される個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1条(2)(a)～(h) ② 保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な情報(過去のものを含みます。) ③ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報 <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証関連サービスの提供にあたっての与信判断及び与信後の管理その他関連する業務のため 保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随又は関連するサービス、およびお客様の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス(以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。)をいいます。 ② 保証関連サービスに係るお申込み時及びサービスご利用時等における本人確認等のため ③ 保証関連サービスの提供、商品・サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する各種ご案内(保証会社の提携先金融機関その他の業務提携先のサービス等に関するご案内を含みます。)、広告の表示・配信、各種アンケートの実施及び謝礼等の発送、キャンペーンその他の販売促進施策等の実施、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選及び景品の発送その他お知らせの実施のため ④ ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析及び当該施策の効果測定、新商品又は新サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・対応サービス向上のための調査・分析その他各種調査・分析の実施のため ⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため ⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応のため ⑦ 当社が保証関連サービスに基づき会員等に対して取得する債権及び権利の処分及び担保等差入れその他取引のため ⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため <p>(3) 銀行は、第三者提供の対象となる個人情報のうち、保証会社が会員等との間で締結している契約に基づき取得すべき情報について、会員等に代わって保証会社に提供する場合があります。</p> <p>(4) 会員等は、銀行が銀行関係会社に対し個人情報を第三者提供することに同意します。</p> <p>第三者提供先 銀行関係会社</p> <p>第三者提供される個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1条(2)(a)～(h) ② 交渉経過情報 <p>第三者提供先における利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1条(1)に記載の各目的(但し、第1条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と読み替えるものとします。) ② 与信(途上与信を含む。)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む。)のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため

条	改定前	条	改定後
第2条	<p>(5) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。</p> <p>※ 新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。</p> <p>共同利用する者 新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業</p> <p>共同利用される個人情報 ① 第1条(2)(a)～(h) ② 交渉経過情報</p> <p>共同利用する者の利用目的 ① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため</p> <p>個人情報の管理について責任を有する者 株式会社新生銀行</p>	第2条	<p>(5) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。</p> <p>※ SBI新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。</p> <p>共同利用する者 SBI新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業</p> <p>共同利用される個人情報 ① 第1条(2)(a)～(h) ② 交渉経過情報</p> <p>共同利用する者の利用目的 ① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため</p> <p>個人情報の管理について責任を有する者 株式会社 SBI新生銀行</p>
第9条	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 銀行は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)(j)(k)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(4)③に基づく第三者提供もしくは第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、新生銀行のホームページ(https://shinseibank.com/)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>	第9条	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 銀行は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)(j)(k)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(4)③に基づく第三者提供もしくは第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、銀行のホームページ(https://www.sbishinseibank.co.jp/)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>
-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1) 株式会社新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-456-240 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseibank.com/</p> <p>●個人情報管理責任者 チーフオフィサー グループ法務・コンプライアンス</p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社新生銀行</p>	-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1) 株式会社 SBI新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-456-240 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://www.sbishinseibank.co.jp/</p> <p>■個人情報取扱事業者 株式会社 SBI新生銀行</p>
-	2022年3月17日改定	-	2023年1月4日改定
-	登録 No.11112 22.03	-	登録 No.11112 23.01

条	改定前	条	改定後
	<p>【個人情報の取扱いに関する規約】(再保証会社:新生フィナンシャル株式会社)</p> <p>前文 私は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。)および新生フィナンシャル株式会社(以下「再保証会社」といいます。)との間の「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング基本契約兼保証委託契約」(以下「本契約」といいます。)を申込むに際して、本契約に関して銀行と保証会社間の個別の保証委託に基づいて発生する私が保証会社に対して負担する求償債務について、保証会社が再保証が必要と判断した場合は、再保証会社が、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、再保証会社が、①本契約が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)</p> <p>第 2 条 (個人情報の再保証会社と保証会社ならびに再保証会社関係会社への第三者提供および共同利用の同意) (1)会員等は、再保証会社が再保証に関する与信判断および与信後の管理等のために、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。 提供を受ける個人情報 ① 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報 ② お申込み状況、ご利用状況等に関する情報 ・保証関連サービスに係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報 ・保証の対象となる会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報 ③ 会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況、保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報 ④ ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等保証関連サービスの提供等に付随して取得した情報 ⑤ 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報 本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証、パスポート等)に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報 ⑥ 公開情報 官報や電話帳等により一般に公開されている情報 ⑦ 電気通信サービスの内容に関する情報(電気通信サービスに係る契約期間、お支払状況、その他保証の対象となるお借入れのお申込み条件に係る情報に限ります。) ⑧ 銀行から取得した画像・音声情報(銀行設置のカメラ等で取得した映像・画像、銀行が記録した会員等との会話の音声を含みます。) ⑨ その他第三者から取得した情報 利用目的 ① 再保証に関する本申込の受付、資格確認、再保証の審査、再保証の決定のため ② 再保証に関する取引の継続的な管理、再保証基準の見直しのため ③ 再保証に関して再保証会社が会員等に対して取得する債権その他の権利の処分および担保等差し入れ、その他取引のため</p>		<p>【個人情報の取扱いに関する規約】(再保証会社:新生フィナンシャル株式会社)</p> <p>前文 私は、株式会社 SBI 新生銀行(以下「銀行」といいます。)、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。)および新生フィナンシャル株式会社(以下「再保証会社」といいます。)との間の「ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディング基本契約兼保証委託契約」(以下「本契約」といいます。)を申込むに際して、本契約に関して銀行と保証会社間の個別の保証委託に基づいて発生する私が保証会社に対して負担する求償債務について、保証会社が再保証が必要と判断した場合は、再保証会社が、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、再保証会社が、①本契約が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)</p> <p>第 2 条 (個人情報の再保証会社と保証会社ならびに再保証会社関係会社への第三者提供および共同利用の同意) (1)会員等は、再保証会社が再保証に関する与信判断および与信後の管理等のために、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。 提供を受ける個人情報 ① 氏名・住所・生年月日等の情報 氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報 ② お申込み状況、ご利用状況等に関する情報 ・保証関連サービスに係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報 ・保証の対象となる会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報 ③ 会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況、保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報 ④ ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等保証関連サービスの提供等に付随して取得した情報 ⑤ 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報 本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証、パスポート等)に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報 ⑥ 公開情報 官報や電話帳等により一般に公開されている情報 ⑦ 電気通信サービスの内容に関する情報(電気通信サービスに係る契約期間、お支払状況、その他保証の対象となるお借入れのお申込み条件に係る情報に限ります。) ⑧ 銀行から取得した画像・音声情報(銀行設置のカメラ等で取得した映像・画像、銀行が記録した会員等との会話の音声を含みます。) ⑨ その他第三者から取得した情報 利用目的 ① 再保証に関する本申込の受付、資格確認、再保証の審査、再保証の決定のため ② 再保証に関する取引の継続的な管理、再保証基準の見直しのため ③ 再保証に関して再保証会社が会員等に対して取得する債権その他の権利の処分および担保等差し入れ、その他取引のため</p>

条	改定前	条	改定後
第2条	<p>④ 再保証会社が加盟する個人情報機関への提供等、再保証に関する業務の適切な遂行に必要な範囲での第三者への提供のため</p> <p>⑤ 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑥ 市場調査等研究開発のため。但し、本条(1)提供を受ける個人情報⑦の情報を除きます。</p> <p>⑦ 再保証に関する取引上必要な各種郵便物の送付のため</p> <p>⑧ 金融商品やサービスの各種ご提案のため。但し、本条(1)提供を受ける個人情報⑦の情報を除きます。</p> <p>⑨ その他再保証会社との再保証に関する取引が適切かつ円滑に履行されるため</p> <p>(2) 会員等は、再保証会社が所定の個人情報を保証会社へ提供し、保証会社の所定の利用目的のために、利用することに同意します。</p> <p>提供される個人情報</p> <p>① 第1条(2)(a)～(h)(但し、本籍地情報を除きます。)</p> <p>② 再保証会社における保証審査の結果に関する情報</p> <p>③ 保証番号や保証料金額等、再保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。)</p> <p>④ 再保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報</p> <p>⑤ 保証会社の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報</p> <p>⑥ 再保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報</p> <p>利用目的</p> <p>① 保証関連サービスの提供にあたっての与信判断および与信後の管理その他関連する業務のため</p> <p>② 保証関連サービスに係るお申込み時およびサービスご利用時等における本人確認等のため</p> <p>③ 保証関連サービスの提供、商品・サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する各種ご案内(保証会社の提携先金融機関その他の業務提携先のサービス等に関するご案内を含みます。)、広告の表示・配信、各種アンケートの実施および謝礼等の発送、キャンペーンその他の販売促進施策等の実施、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選および景品の発送、その他お知らせの実施のため</p> <p>④ ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析および当該施策の効果測定、新商品または新サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・対応サービス向上のための調査・分析、その他各種調査・分析の実施のため</p> <p>⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため</p> <p>⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査・対応のため</p> <p>⑦ 保証会社が保証関連サービスに基づき会員等に対して取得する債権および権利の処分および担保等差入れ、その他取引のため</p> <p>⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため</p> <p>(3) 再保証会社は、第三者提供の対象となる個人情報のうち、保証会社が会員等との間で締結している契約に基づき取得すべき情報について、会員等に代わって保証会社に提供する場合があります。</p>	第2条	<p>④ 再保証会社が加盟する個人情報機関への提供等、再保証に関する業務の適切な遂行に必要な範囲での第三者への提供のため</p> <p>⑤ 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑥ 市場調査等研究開発のため。但し、本条(1)提供を受ける個人情報⑦の情報を除きます。</p> <p>⑦ 再保証に関する取引上必要な各種郵便物の送付のため</p> <p>⑧ 金融商品やサービスの各種ご提案のため。但し、本条(1)提供を受ける個人情報⑦の情報を除きます。</p> <p>⑨ その他再保証会社との再保証に関する取引が適切かつ円滑に履行されるため</p> <p>(2) 会員等は、再保証会社が所定の個人情報を保証会社へ提供し、保証会社の所定の利用目的のために、利用することに同意します。</p> <p>提供される個人情報</p> <p>① 第1条(2)(a)～(h)(但し、本籍地情報を除きます。)</p> <p>② 再保証会社における保証審査の結果に関する情報</p> <p>③ 保証番号や保証料金額等、再保証会社における取引に関する情報(過去のものを含みます。)</p> <p>④ 再保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報</p> <p>⑤ 保証会社の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報</p> <p>⑥ 再保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報</p> <p>利用目的</p> <p>① 保証関連サービスの提供にあたっての与信判断および与信後の管理その他関連する業務のため</p> <p>② 保証関連サービスに係るお申込み時およびサービスご利用時等における本人確認等のため</p> <p>③ 保証関連サービスの提供、商品・サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する各種ご案内(保証会社の提携先金融機関その他の業務提携先のサービス等に関するご案内を含みます。)、広告の表示・配信、各種アンケートの実施および謝礼等の発送、キャンペーンその他の販売促進施策等の実施、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選および景品の発送、その他お知らせの実施のため</p> <p>④ ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析および当該施策の効果測定、新商品または新サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・対応サービス向上のための調査・分析、その他各種調査・分析の実施のため</p> <p>⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため</p> <p>⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査・対応のため</p> <p>⑦ 保証会社が保証関連サービスに基づき会員等に対して取得する債権および権利の処分および担保等差入れ、その他取引のため</p> <p>⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため</p> <p>(3) 再保証会社は、第三者提供の対象となる個人情報のうち、保証会社が会員等との間で締結している契約に基づき取得すべき情報について、会員等に代わって保証会社に提供する場合があります。</p>

条	改定前	条	改定後
第2条	<p>(4) 会員等は、再保証会社が再保証会社関係会社に対し個人情報を第三者提供することに同意します。</p> <p>第三者提供先 再保証会社関係会社</p> <p>第三者提供される個人情報</p> <p>① 第1条(2)(a)～(h)(但し、本籍地情報を除きます。)</p> <p>② 交渉経過情報</p> <p>第三者提供先における利用目的</p> <p>① 第1条(1)に記載の各目的(但し、第1条(1)における「再保証会社」は「再保証会社関係会社」と読み替えるものとします。)</p> <p>② 与信(途上与信を含む。)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む。)のため</p> <p>③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため</p> <p>(5) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。</p> <p>※ 新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。</p> <p>共同利用する者 新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業</p> <p>共同利用される個人情報</p> <p>① 第1条(2)(a)～(h)</p> <p>② 交渉経過情報</p> <p>共同利用する者の利用目的</p> <p>① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため</p> <p>② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため</p> <p>③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため</p> <p>④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため</p> <p>⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため</p> <p>個人情報の管理について責任を有する者 株式会社新生銀行</p>	第2条	<p>(4) 会員等は、再保証会社が再保証会社関係会社に対し個人情報を第三者提供することに同意します。</p> <p>第三者提供先 再保証会社関係会社</p> <p>第三者提供される個人情報</p> <p>① 第1条(2)(a)～(h)(但し、本籍地情報を除きます。)</p> <p>② 交渉経過情報</p> <p>第三者提供先における利用目的</p> <p>① 第1条(1)に記載の各目的(但し、第1条(1)における「再保証会社」は「再保証会社関係会社」と読み替えるものとします。)</p> <p>② 与信(途上与信を含む。)および与信後の管理業務(金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む。)のため</p> <p>③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため</p> <p>(5) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的の達成に必要な範囲において、以下の個人情報(但し、第6条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。)を共同して利用することに同意します。</p> <p>※ SBI新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。</p> <p>共同利用する者 SBI新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業</p> <p>共同利用される個人情報</p> <p>① 第1条(2)(a)～(h)</p> <p>② 交渉経過情報</p> <p>共同利用する者の利用目的</p> <p>① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため</p> <p>② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため</p> <p>③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため</p> <p>④ SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため</p> <p>⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため</p> <p>個人情報の管理について責任を有する者 株式会社 SBI新生銀行</p>
-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当)</p> <p>TEL:0120-019-208</p> <p>(受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く)</p> <p>ホームページ https://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 業務管理部セクションヘッド</p> <p>■個人情報取扱事業者 新生フィナンシャル株式会社</p>	-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当)</p> <p>TEL:0120-019-208</p> <p>(受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く)</p> <p>ホームページ https://shinseifinancial.co.jp</p> <p>■個人情報取扱事業者 新生フィナンシャル株式会社</p>
-	2022年3月17日改定	-	2023年1月4日改定

条	改定前	条	改定後
【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】		【ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】	
前文	<p>「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。)は、会員が、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。)の保証により、株式会社 新生銀行(以下「銀行」といいます。)および保証会社ならびに新生フィナンシャル株式会社(もしあれば、以下同様。以下「再保証会社」といいます。)との間のドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング基本契約兼保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づき銀行とレンディング取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合の、銀行の取扱いを記載したものです。なお、保証会社が必要と判断した場合は、会員からの本契約の申込みに基づき、当該契約を会員との間で締結のうえ、保証会社が会員に対して取得する求償権を再保証会社が保証(以下「再保証」といいます。)することがあります。</p> <p>「ドコモ回線ご契約者」とは、保証会社とNTTドコモ回線契約(本契約締結時に届け出た保証会社との間で締結された携帯電話回線契約をいう。以下同じ。)を個人で交わしているお客さまをいいます。会員、保証会社および再保証会社との間で「保証および再保証委託約款」に基づいて締結された保証委託契約(再保証がある場合には再保証委託契約を含み、以下「保証委託契約」といいます。)に関して、「保証および再保証委託約款」と本契約との間に矛盾がある場合には、「保証および再保証委託約款」の定めが優先するものとします。また、本契約の終了によっても保証委託契約は当然には解除されないものとし、「保証および再保証委託約款」の定めに従うものとします。</p>	前文	<p>「ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。)は、会員が、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。)の保証により、株式会社 SBI 新生銀行(以下「銀行」といいます。)および保証会社ならびに新生フィナンシャル株式会社(もしあれば、以下同様。以下「再保証会社」といいます。)との間のドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディング基本契約兼保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づき銀行とレンディング取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合の、銀行の取扱いを記載したものです。なお、保証会社が必要と判断した場合は、会員からの本契約の申込みに基づき、当該契約を会員との間で締結のうえ、保証会社が会員に対して取得する求償権を再保証会社が保証(以下「再保証」といいます。)することがあります。</p> <p>「ドコモ回線ご契約者」とは、保証会社とNTTドコモ回線契約(本契約締結時に届け出た保証会社との間で締結された携帯電話回線契約をいう。以下同じ。)を個人で交わしているお客さまをいいます。会員、保証会社および再保証会社との間で「保証および再保証委託約款」に基づいて締結された保証委託契約(再保証がある場合には再保証委託契約を含み、以下「保証委託契約」といいます。)に関して、「保証および再保証委託約款」と本契約との間に矛盾がある場合には、「保証および再保証委託約款」の定めが優先するものとします。また、本契約の終了によっても保証委託契約は当然には解除されないものとし、「保証および再保証委託約款」の定めに従うものとします。</p>
【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】(一般規約)		【ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】(一般規約)	
第2条	<p>(銀行 ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員に銀行が指定する会員識別番号等(以下「銀行 ID」といいます。)を付与するものとします。</p> <p>(2) 会員以外の者が銀行 ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもって銀行 ID を使用し管理するものとします。</p> <p>(3) 会員は、銀行 ID を他人に知られないよう管理し、会員の故意もしくは過失等によって銀行 ID を他人に知られることにより生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。</p>	第2条	<p>(銀行 ID の発行と取扱い)</p> <p>(1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員に銀行が指定する会員識別番号等(以下「銀行 ID」といいます。)を付与するものとします。但し、銀行の判断で銀行 ID を付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等を銀行 ID と認める場合もあります。</p> <p>(2) 会員以外の者が銀行 ID を使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもって銀行 ID を使用し管理するものとします。</p>

条	改定前	条	改定後
第4条	<p>(認証)</p> <p>会員は、銀行所定のホームページへのログイン時および本契約に基づく個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時に、以下の方法により銀行および保証会社所定の方法により、会員を認証する手続きが必要となります。</p> <p>(1) ログイン時の認証手続き</p> <p>① 会員は、本取引を利用するために次の各号に定める方法により、銀行および保証会社の認証(以下「本認証サービス」といいます。)を受ける必要があります。</p> <p>a. 会員が自らの名義で使用する携帯電話、タブレット端末、パソコン端末等(以下「本端末」といいます。)に、銀行所定の方法により会員が入力したドコモ回線に関する(A)dアカウントのID(以下「dアカウント」といいます。)および(B)dアカウントのパスワード(保証会社の提供する回線以外で通信する場合)または保証会社がNTTドコモ回線契約に基づき発行するネットワーク暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)を入力することにより認証を受ける方法、またはdアカウント設定を通じて生体認証等対応端末(会員の生体情報または画面ロック解除情報を利用した株式会社NTTドコモが別に指定する生体認証等機能を有する端末をいう。以下同じ。)の生体認証等機能により認証を受ける方法</p> <p>b. 上記 a.の認証がなされた際に保証会社が管理するサーバーから発行され、本端末に記録されたCookieにより認証を受ける方法</p> <p>② 本認証サービスの利用に必要となるdアカウント等の取り扱いに関する条件は、保証会社のdアカウント規約に定めるところによります。</p> <p>③ 銀行は、(ア)dアカウントのIDおよび暗証番号が、保証会社に登録された内容と一致していることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合、(イ)dアカウント設定を通じて生体等情報が生体認証等対応端末に登録された内容と一致していることを当該生体認証等対応端末の生体認証等機能が確認した場合、または(ウ)会員が本端末に記録されたCookieにより本端末が使用されていることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。<u>この場合に行われた本取引については、dアカウント、暗証番号、生体等情報、その他銀行が指定する情報について、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行及び保証会社ならびに再保証会社は一切の責任を負担しないものとします。</u></p> <p>④ <u>推測されやすい暗証番号により、または会員の故意もしくは過失等によって暗証番号を他人に知られることにより生じた損害、および会員の故意もしくは過失等によって生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。</u></p> <p>⑤ 会員は、暗証番号及び本認証サービスを利用する対応端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。会員は、UIMカード、dアカウント等およびそれらを入力したことのある端末ならびに本項①b.に定めるCookieが保存されている端末(以下総称して「認証キー」といいます。)を厳重に管理するものとし、<u>第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証キーの管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。</u></p>	第4条	<p>(認証)</p> <p>会員は、銀行所定のホームページへのログイン時および本契約に基づく個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時に、以下の方法により銀行および保証会社所定の方法により、会員を認証する手続きが必要となります。</p> <p>(1) ログイン時の認証手続き</p> <p>① 会員は、本取引を利用するために次の各号に定める方法により、銀行および保証会社の認証(以下「本認証サービス」といいます。)を受ける必要があります。</p> <p>a. 会員が自らの名義で使用する携帯電話、タブレット端末、パソコン端末等(以下「本端末」といいます。)に、銀行所定の方法により会員が入力したドコモ回線に関する(A)dアカウントのID(以下「dアカウント」といいます。)および(B)dアカウントのパスワード(保証会社の提供する回線以外で通信する場合)または保証会社がNTTドコモ回線契約に基づき発行するネットワーク暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)を入力することにより認証を受ける方法、またはdアカウント設定を通じて生体認証等対応端末(会員の生体情報または画面ロック解除情報を利用した株式会社NTTドコモが別に指定する生体認証等機能を有する端末をいう。以下同じ。)の生体認証等機能により認証を受ける方法</p> <p>b. 上記 a.の認証がなされた際に保証会社が管理するサーバーから発行され、本端末に記録されたCookieにより認証を受ける方法</p> <p>② 本認証サービスの利用に必要となるdアカウント等の取り扱いに関する条件は、保証会社のdアカウント規約に定めるところによります。</p> <p>③ 銀行は、(ア)dアカウントのIDおよび暗証番号が、保証会社に登録された内容と一致していることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合、(イ)dアカウント設定を通じて生体等情報が生体認証等対応端末に登録された内容と一致していることを当該生体認証等対応端末の生体認証等機能が確認した場合、または(ウ)会員が本端末に記録されたCookieにより本端末が使用されていることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。</p> <p>④ 会員は、暗証番号及び本認証サービスを利用する対応端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。会員は、UIMカード、dアカウント等およびそれらを入力したことのある端末ならびに本項①b.に定めるCookieが保存されている端末(以下総称して「認証キー」といいます。)を厳重に管理するものとします。</p>

条	改定前	条	改定後
第4条	<p>(2)個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時の認証手続き銀行所定の暗証番号(以下「認証コード」といいます。)を、会員が予め銀行に届け出た電話番号宛にSMS(ショートメッセージサービス)により通知し、会員が当該認証コードを銀行所定の方法により本端末に入力することにより、銀行が認証する方法。なお、認証コードは時間の経過とともに変更され、一定期間内に一度だけ利用することが出来るものです。</p> <p>銀行は、認証コードが、銀行が通知した内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。<u>この場合に行われた本取引については、認証コードについて、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行は、一切の責任を負担しないものとします。</u>会員は、認証コードおよび本端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、認証コードおよび本端末を第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。<u>認証コードおよび本端末の管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。</u></p>	第4条	<p>(2) 個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時の認証手続き銀行所定の暗証番号(以下「認証コード」といいます。)を、会員が予め銀行に届け出た電話番号宛にSMS(ショートメッセージサービス)により通知し、会員が当該認証コードを銀行所定の方法により本端末に入力することにより、銀行が認証する方法。なお、認証コードは時間の経過とともに変更され、一定期間内に一度だけ利用することが出来るものです。</p> <p>銀行は、認証コードが、銀行が通知した内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。会員は、認証コードおよび本端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、認証コードおよび本端末を第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。</p>
新設	なし	第18条	<p>(銀行ID、暗証番号等の盗用や漏洩)</p> <p><u>会員が銀行IDや暗証番号の詐取等(銀行のホームページと類似したサイトに誘導され、銀行IDや暗証番号を入力することで第三者に銀行IDや暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに銀行に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって銀行に届け出るものとします。また、銀行IDや暗証番号の詐取等により他人に使用された場合または銀行の提供するサービス等において第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を銀行に提出するものとします。</u></p>
新設	なし	第19条	<p>(不正利用被害の補償)</p> <p><u>会員が第18条に定める届出書を銀行に提出し、かつ最寄りの警察署に銀行IDや暗証番号の詐取等の届出をした場合は、①銀行に届出書を提出した日の30日前以降に生じた当該届出に係る銀行IDや暗証番号の不正使用によるものと銀行が調査により認定した損害または②銀行の調査により会員の意思に反する権限の無い第三者による不正使用によるものと銀行が調査により認定した損害は、銀行が補償します。但し、会員の故意若しくは重過失等により第2条(2)、又は第4条(1)④、(2)の管理等を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。</u></p>
-	2022年3月17日改定	-	2023年1月4日改定

条	改定前	条	改定後
	【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】(スマートマネーレンディング規約)		【ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】(スマートマネーレンディング規約)
第1条	<p>(借入方法)</p> <p>(1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。 インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく会員名義の銀行口座、②会員名義の d 払い残高への振込、および③その他銀行が定める方法</p> <p>(2) 前項①の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行い、前項②の方法による借入れは会員名義の d 払い残高に対して行うものとします。会員名義の銀行口座に対して行う場合、会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「カ)シンセイギンコウ」とすることに同意します。</p> <p>(3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けを完了したことを e メールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。借入れに係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員の WEB 取引履歴で確認します。</p> <p>(4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、会員に通知のうえ、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。</p>	第1条	<p>(借入方法)</p> <p>(1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。 インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく会員名義の銀行口座、②会員名義の d 払い残高への振込、および③その他銀行が定める方法</p> <p>(2) 前項①の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行い、前項②の方法による借入れは会員名義の d 払い残高に対して行うものとします。会員名義の銀行口座に対して行う場合、会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「カ) エスピーアイシンセイギンコウ」とすることに同意します。</p> <p>(3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けを完了したことを e メールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。借入れに係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員の WEB 取引履歴で確認します。</p> <p>(4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、銀行の判断で、会員に通知のうえ、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。</p>
-	2022年 3月 17日改定	-	2023年 1月 4日改定
-	登録 No.11114 22.03	-	登録 No.11114 23.01

条	改定前	条	改定後
	【保証および再保証委託約款】		【保証および再保証委託約款】
前文	<p>委託者は、株式会社新生銀行(以下「甲」といいます。)との「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング」にかかる金銭消費貸借契約(以下「原契約」といいます。)に基づく債務について、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)を確認し承認の上、株式会社 NTTドコモ(以下「乙」といいます。)に対して保証を委託します。</p> <p>また、委託者は、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づく委託者の乙に対する求償債務につき、本規約の各条項を承認の上、新生フィナンシャル株式会社(以下「丙」といいます。)に対して保証(再保証)を委託します。</p>	前文	<p>委託者は、株式会社 SBI 新生銀行(以下「甲」といいます。)との「ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディング」にかかる金銭消費貸借契約(以下「原契約」といいます。)に基づく債務について、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)を確認し承認の上、株式会社 NTTドコモ(以下「乙」といいます。)に対して保証を委託します。</p> <p>また、委託者は、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づく委託者の乙に対する求償債務につき、本規約の各条項を承認の上、新生フィナンシャル株式会社(以下「丙」といいます。)に対して保証(再保証)を委託します。</p>
-	<p>附則(2019年7月30日)</p> <p>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</p> <p>附則(2020年3月22日)</p> <p>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</p> <p>附則(2021年3月26日)</p> <p>1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。</p> <p>附則(2021年4月19日)</p> <p>1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。</p> <p>附則(2021年11月23日)</p> <p>1 この改定規約は2021年11月23日より実施します。</p>	-	<p>附則(2019年7月30日)</p> <p>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</p> <p>附則(2020年3月22日)</p> <p>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</p> <p>附則(2021年3月26日)</p> <p>1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。</p> <p>附則(2021年4月19日)</p> <p>1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。</p> <p>附則(2021年11月23日)</p> <p>1 この改定規約は2021年11月23日より実施します。</p> <p>附則(2023年1月4日)</p> <p>1 この改定規約は2023年1月4日より実施します。</p>
-	登録 No.11115 <u>21.11</u>	-	登録 No.11115 <u>23.01</u>